第1回 金融審議会ディスクロジャーワーキング・グループ（令和3年度）

資料３

事務局説明資料

2021年9月2日

金融庁
Financial Services Agency, the Japanese Government

目次

I. 諮問事項

II. 前回ディスクロージャーWG報告とその後の経済社会情勢の変化

A) ディスクロージャーWG報告（2018年6月）の概要

B) 開示を巡る経済社会情勢の変化

1. サステナビリティを巡る企業の取組とその開示

2. コーポレートガバナンスの議論の進展

3. その他の個別課題（IT活用、重要な契約、英文開示、提供情報の適時性等）

III. ご議論いただきたい事項

検討の背景と諮問事項

□ 経済社会情勢の変化を踏まえ、投資家の投資判断と建設的な対話に資する企業情報開示のあり方を検討

企業開示の役割

□ 上場企業や投資家を取り巻く経済環境が大きく変化する中、**資本市場の機能の発揮**を通じ、企業価値の向上と収益向上の果実を家計にもたらしていくという**好循環**を実現するため、

- **投資家の投資判断に必要な情報**を適時に分かりやすく提供するとともに、
- **企業と投資家との間の建設的な対話**を通じて、**企業の中長期的な成長を促す**

検討の背景

□ 近年、企業を取り巻く経済社会情勢に以下の変化

- 企業経営における**サステナビリティ**の重視
- コロナ後の企業の変革に向けた**コーポレートガバナンス**の議論の進展　等

諮問事項

□ 企業情報の開示のあり方に関する検討

企業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、投資家の投資判断に必要な情報を適時に分かりやすく提供し、企業と投資家との間の建設的な対話に資する企業情報の開示のあり方について幅広く検討を行うこと。

目次

I.　諮問事項

II.　前回ディスクロージャーWG報告とその後の経済社会情勢の変化

A)　ディスクロージャーWG報告（2018年6月）の概要

B)　開示を巡る経済社会情勢の変化

1.　サステナビリティを巡る企業の取組とその開示

2.　コーポレートガバナンスの議論の進展

3.　その他の個別課題（IT活用、重要な契約、英文開示、提供情報の適時性等）

III.　ご議論いただきたい事項

前回ディスクロージャーWG報告

◻ ディクロージャ—WG報告（2018年6月）とそれを踏まえた取組み

報告の内容

Ⅰ 「財務情報」及び「記述情報」の充実

財務情報、及び、財務情報をより適切に理解するための記述情報を充実。
（例えば、経営戦略、経営者による経営成績等の分析（MD&A：Management Discussion and Analysis）、リスク情報など）

Ⅱ 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

企業と投資家との対話の観点から求められるガバナンス情報の提供。
（例えば、役員報酬の算定方法、政策保有株式の保有状況など）

Ⅲ 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み

情報の信頼性を投資家が判断する際に有用な情報の充実と、情報の適時な提供。
（例えば、監査人の継続監査期間など）

Ⅳ その他の課題

EDINETの利便性の向上、有価証券報告書の英文による開示の推奨など。

報告を踏まえた取組み

① プリンシプルベースのガイダンスの策定（2019年3月公表）

企業が経営目線で経営戦略・MD&A・リスクを把握・開示していく上でのプリンシプルを企業や投資家を交えて議論し、ガイダンスを策定

② 開示の好事例の収集・公表

（2019年3月に初版公表後、随時更新）

③ 開示ルールの策定

（内閣府令改正。2019年1月施行）

- 役員報酬（報酬プログラム、報酬実績）
- 政策保有株式
- 監査人の継続監査期間　等

[参考]有報(記述情報)の見直しと監査報告書の見直し

□ 有価証券報告書の記述情報と監査法人の監査報告書の見直しとを並行して実施

有価証券報告書(記述情報)の見直し

- **記述情報の記載の充実**(※)
  (経営戦略、経営者による経営成績等の分析(MD&A)、リスク情報等)
- **監査関係の情報の拡充**
  (監査役会等の活動状況、監査人の継続監査期間等)
- **ガバナンス情報の拡充**
  (役員報酬、政策保有株式等)

「記述情報の開示に関する原則」、「記述情報の開示の好事例集」の公表

(※)経営の目線での開示など、記述情報の開示の考え方等を整理

2019年3月期～

2020年3月期～

2021年3月期～

KAM 早期適用開始

KAM 全面適用開始

企業情報の開示充実

監査報告書の見直し(KAMの導入)

監査報告書に「監査上の主要な検討事項(Key Audit Matters:KAM)」を記載することなど

「記述情報の開示の好事例集」の概要

金融審議会ディスクロージャーWG報告を受け、投資家・アナリスト及び企業からなる勉強会を開催し、**記述情報の開示の好事例**を検討・公表（2019年3月公表）。

○ 好事例集においては、有価証券報告書における開示例に加え、任意の開示書類(いわゆる統合報告書など)における開示例のうち有価証券報告書における開示の参考となりうるものも紹介。

⇒ 青色のボックスのコメントを参考に、当該開示例の要素が有価証券報告書に取り込まれることを期待。

○ 2020年度は新たに「**新型コロナウイルス感染症**」と「**ESG**」に関する項目を追加。既存の項目も随時更新。

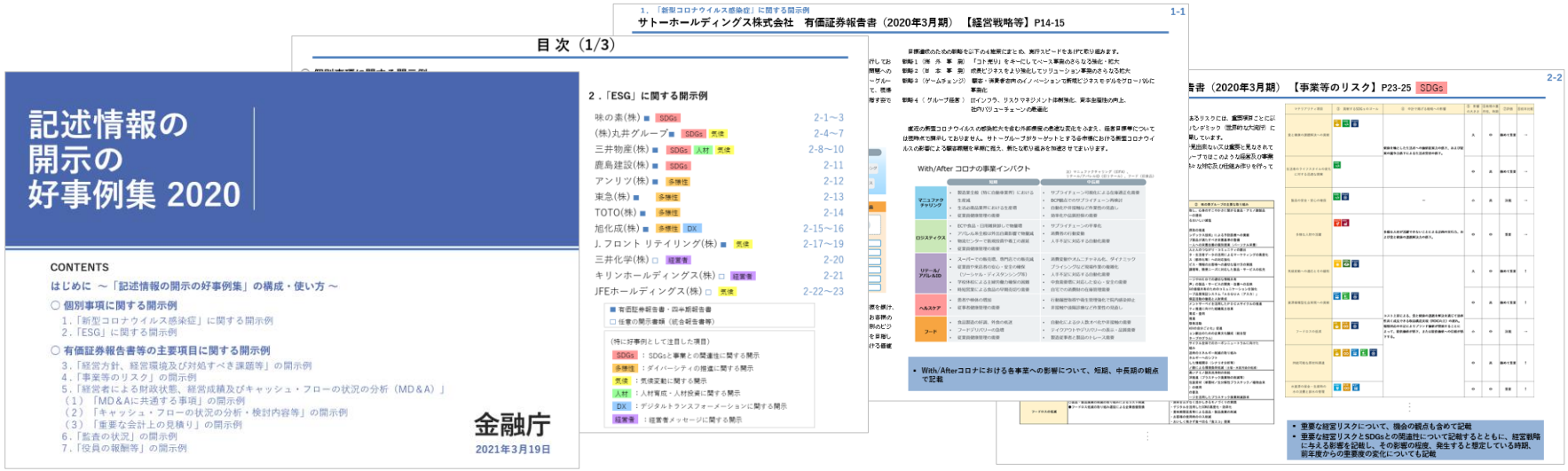

企業における情報開示の変化

◻ 有価証券報告書の記述情報における近年の記載の変化

有価証券報告書の「経営方針等」における記載の変化（2018年3月期→2021年3月期）（注1）

類似度*0.5以下の企業が約9割と、記載内容が変化傾向にある企業が大宗
※ 類似度とは、あるテキストと別のテキストがどれくらい似ているかを測定する尺度。0に近いほど、類似度が低くなる

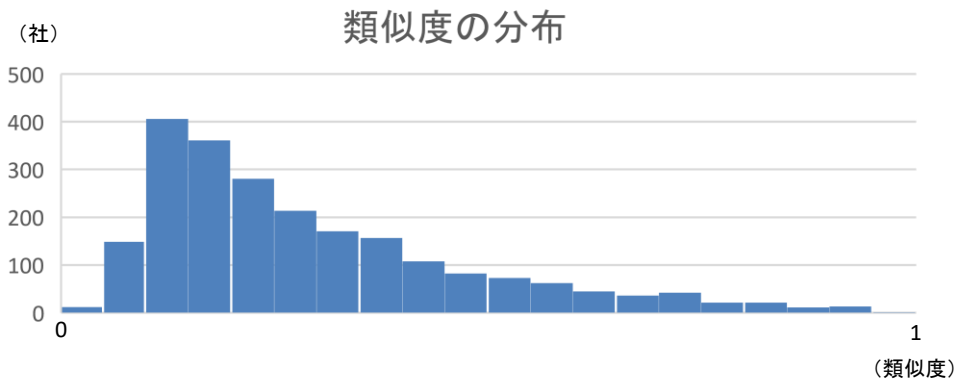

有価証券報告書の「事業等のリスク」におけるサステナビリティ関連の単語の増減（2018年3月期→2021年3月期）（注1）

サステナビリティ関連の単語（サステナブル／サステナビリティ、SDGs、ESG、人材／人財、女性従業員、女性管理職／女性幹部、気候変動、TCFD）の増減状況について調査したところ、全体的に増加の傾向

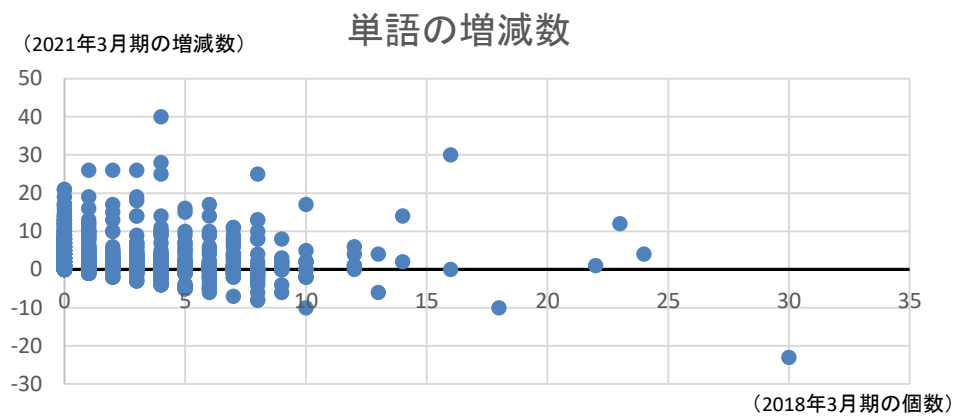

日経225企業について、以下の分析あり（注2）

- 「経営方針等」では、ビジネスモデルや価値創造プロセス等を図解化している企業が増加しており、非財務目標にTCFDのリスク・機会や、女性管理職比率を掲げる企業も多く見られる
- 「事業等のリスク」では、分量の増加やリスク記載項目の追加、詳細なリスク管理体制の追加等、企業に記載の充実を図る動きが見られ、特に、リスクマネジメント体制の記載が大幅に増加している

（注1）EDINET公表情報を元に、金融庁作成
（注2）ディスクロージャー＆IR総合研究所「ディスクロージャー分析～事業等のリスクの早期適用企業の記載状況を分析～」（2020年7月8日）、同「ディスクロージャー分析～経営方針、経営環境及び対処すべき課題等の記載状況を分析～」（2020年11月11日）より

[参考]企業開示の役割と主な開示項目

- 企業情報の開示については、「投資判断に必要とされる情報を十分かつ正確に、また適時に分かりやすく提供することが求められる」(注1)

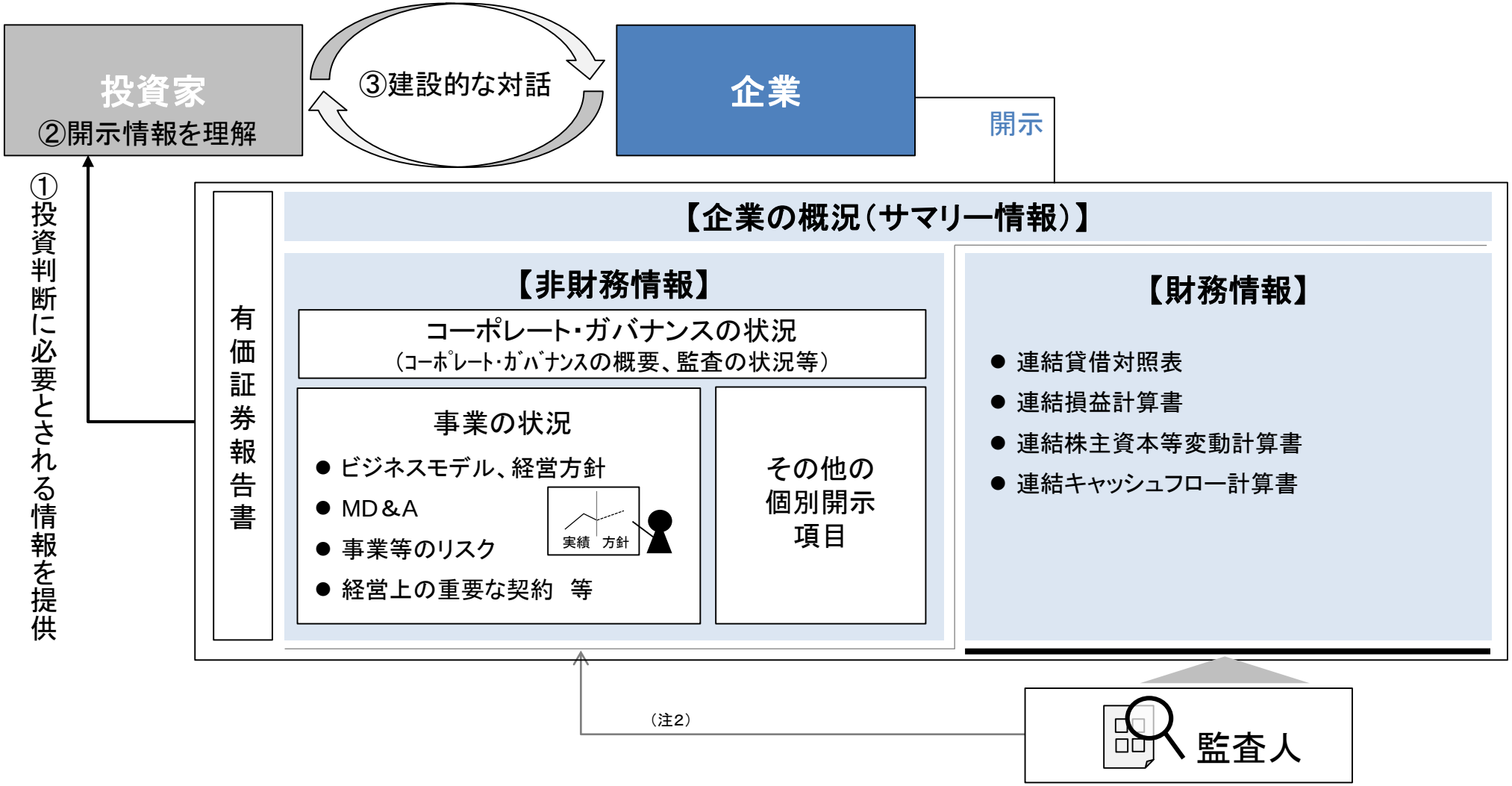

(注1)金融審議会ディスクロージャーWG報告書(2018年6月) P1
(注2)監査人は、財務諸表以外の記載内容と監査人が監査の過程で得た知識の間に重要な相違があるかどうかを検討(2022年3月期から適用)

上場企業による投資家への情報提供

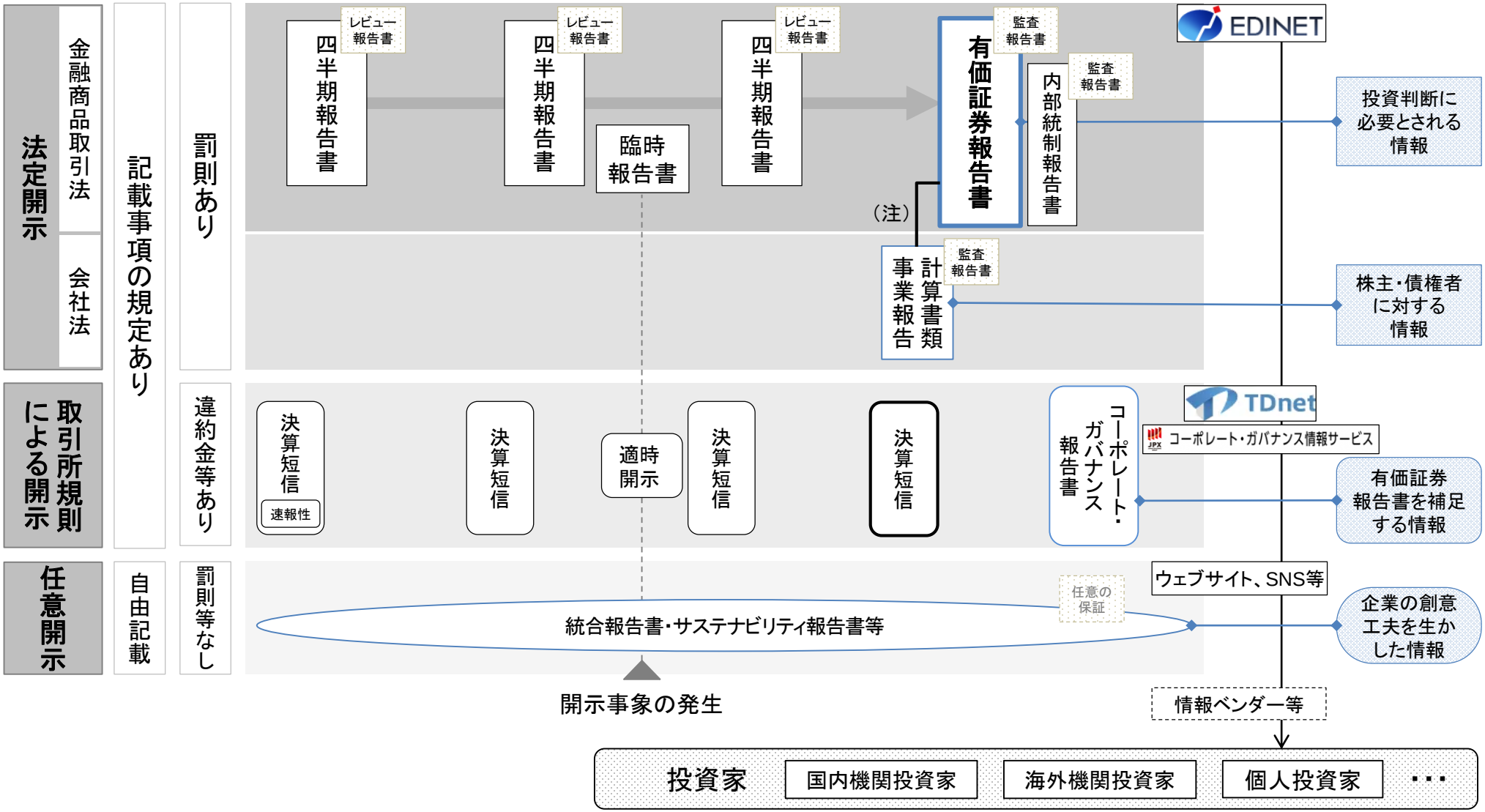

（注）有価証券報告書と事業報告等との共通化・一体化については、2017年12月に、金融庁及び法務省において、両書類の共通化・一体化を行いやすくする方針を公表（「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」）。これを踏まえ、2018年1月～3月に、金融庁及び法務省がそれぞれ法令改正を実施。その後、同年12月には、内閣官房、金融庁、法務省及び経済産業省の連名により、一体的開示の記載例やスケジュール等を公表（「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」）。2021年1月には、経済産業省から、FAQ集（「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示FAQ」）が公表

目次

I.　諮問事項

II.　前回ディスクロージャーWG報告とその後の経済社会情勢の変化

A)　ディスクロージャーWG報告（2018年6月）の概要

B)　開示を巡る経済社会情勢の変化

1.　サステナビリティを巡る企業の取組とその開示

2.　コーポレートガバナンスの議論の進展

3.　その他の個別課題（IT活用、重要な契約、英文開示、提供情報の適時性等）

III.　ご議論いただきたい事項

近年のサステナビリティを巡る動き

サステナビリティ（特に、環境、社会）に関する近年の主な動向

- 2015年9月 ● 国連総会における「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）の採択（環境、ジェンダー平等、働きがい等に関し、17のゴール・169のターゲットを設定）
- 2015年12月 ● 第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）におけるパリ協定の採択（温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み）
- 2017年6月 ● 金融安定理事会（FSB）により2015年12月に設置された気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）が、企業による自主的な開示を促すための提言（TCFD提言）を公表
- 2018年12月 ● 国際標準化機構（ISO）が、人的資本の情報開示のためのガイドライン（ISO30414）を公表
- 2019年5月 ●「TCFDコンソーシアム」の設置（TCFDに沿った開示を進めていく上での疑問点や望ましい開示内容について、投資家と企業が双方向の議論を実施）
- 2020年9月 ● 世界経済フォーラム（WEF）は、ESGに関する定量的指標と推奨される開示に関する報告書を公表（SDGsと整合的な4つの柱（ガバナンス原則、地球、人類、繁栄）について、21のコア指標を提示）
- 2020年9月 ● 国際会計基準（IFRS）の設定主体であるIFRS財団が、サステナビリティに関する国際的な報告基準を策定すべく、新たな基準設定主体を設置する旨の市中協議文書を公表（→2021年4月、新たな基準設定主体（ISSB）の設置のため、メンバー構成等を含めた定款改訂案の市中協議を開始）
- 2020年10月 ● 総理大臣所信表明演説（「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言）
- 2020年12月 ● 金融庁において、サステナブルファイナンス有識者会議を設置（→2021年6月に報告書を公表（次頁））
- 2021年6月 ● コーポレートガバナンス・コードの改訂 （管理職における多様性の確保（女性・外国人・中途採用者の登用）についての考え方と測定可能な自主目標の設定、プライム市場上場企業「TCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量の充実」）
- 2021年6月 ● 証券監督者国際機構（IOSCO）が「企業のサステナビリティ開示に関する報告書」を公表

（出所）各種ウェブページ

サステナブルファイナンス有識者会議報告書の提言（2021年6月18日）

- 持続可能な社会を支えるシステムの構築に向け、各主体に以下の役割を期待

ESG関連プラットフォーム

- グリーンボンド等に関する実務上有益な情報が得られる環境整備や、ESG関連債の適格性を客観的に認証する枠組みの構築を期待

機関投資家

- ESG投資の積極的な推進やエンゲージメントに向けたコミットメントを強化することが重要

企業

- サステナビリティ情報に関する適切な企業開示のあり方について幅広く検討を行うことが適当
- コーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえ TCFD 等に基づく気候変動開示の質と量の充実

個人投資家

投資信託の運用会社・販売会社

- 顧客保護の観点から、ESG関連投資信託の組成や販売に当たって商品特性を顧客に丁寧に説明するとともに、その後の選定銘柄の状況を継続的に説明すべき

ESG評価・データ機関

- 企業と投資家をつなぐESG 評価・データ提供機関に関し、金融庁において、期待される行動規範等について議論を進めることを期待

気候変動開示を巡る国際的な動き

◻ 国内外で気候変動等に関する開示の充実に向けた取組みが進められている

国内外の開示に係る対応

日本

- 2021年6月、プライム市場の上場企業に対し、TCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量の充実を求めるコーポレートガバナンス・コードの改訂を実施

米国

- 2021年3月、米証券取引委員会（SEC）は、気候変動開示に関する現行ルールを見直すための意見募集を実施（コメント期限：6月13日）

英国

- 2020年11月、英財務省は、TCFDに沿った開示の義務化に向けた今後5年間のロードマップを公表
- 2021年1月、ロンドン証券取引所プレミアム市場の上場企業に対し、コンプライ・オア・エクスプレインベースでTCFDに沿った開示を要求（同年6月、対象をスタンダード市場の上場企業にも拡大する市中協議を実施（コメント期限：9月10日。2022年1月1日以降開始する会計年度から適用開始予定））。2021年3月、上場企業及び大企業に対し、気候変動開示を義務付ける会社法改正に係る市中協議を実施（コメント期限：5月5日。2022年4月6日以降開始する会計年度から適用開始予定）

EU

- 2021年4月、欧州委員会（EC）は、上場企業及び大企業に対し、サステナビリティ情報の開示を要求する企業サステナビリティ報告指令案を公表（2023会計年度から適用開始予定）

（※）開示要件の詳細については、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が2022年半ばまでに基準を策定予定

基準設定主体

IFRS財団

- 2021年4月、IFRS財団は、サステナビリティに関する国際的な報告基準を策定する基準設定主体の設置に向けた市中協議を実施（コメント期限：7月29日）。同年11月のCOP26前に基準設定主体についての最終決定を行う予定

国際会議

G7首脳コミュニケ（2021年6月）抜粋

- 我々は、一貫した、市場参加者の意思決定に有用な情報を提供し、かつ、TCFDの枠組みに基づく義務的な気候関連財務開示へ、国内の規制枠組みに沿う形で向かうことを支持する

IFRS財団におけるサステナビリティ報告基準の策定の動き①

◻ IFRS財団は、気候変動をはじめとするサステナビリティに関する報告基準を策定する方針

G7財務大臣・中央銀行総裁声明（2021年6月）	我々は、頑健なガバナンス及び公的監視の下で、TCFDの枠組及びサステナビリティ基準設定主体の作業を基礎とし、これらの主体と幅広いステークホルダーを緊密に巻き込んでベストプラクティスを形成するとともに収斂を加速させて、このベースラインとなる基準を策定する、国際財務報告基準財団の作業プログラムを歓迎する。我々は、COP26までの国際サステナビリティ基準審議会の設立につながる最終提案に関する更なる協議を慫慂する。

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）※1の設置イメージ

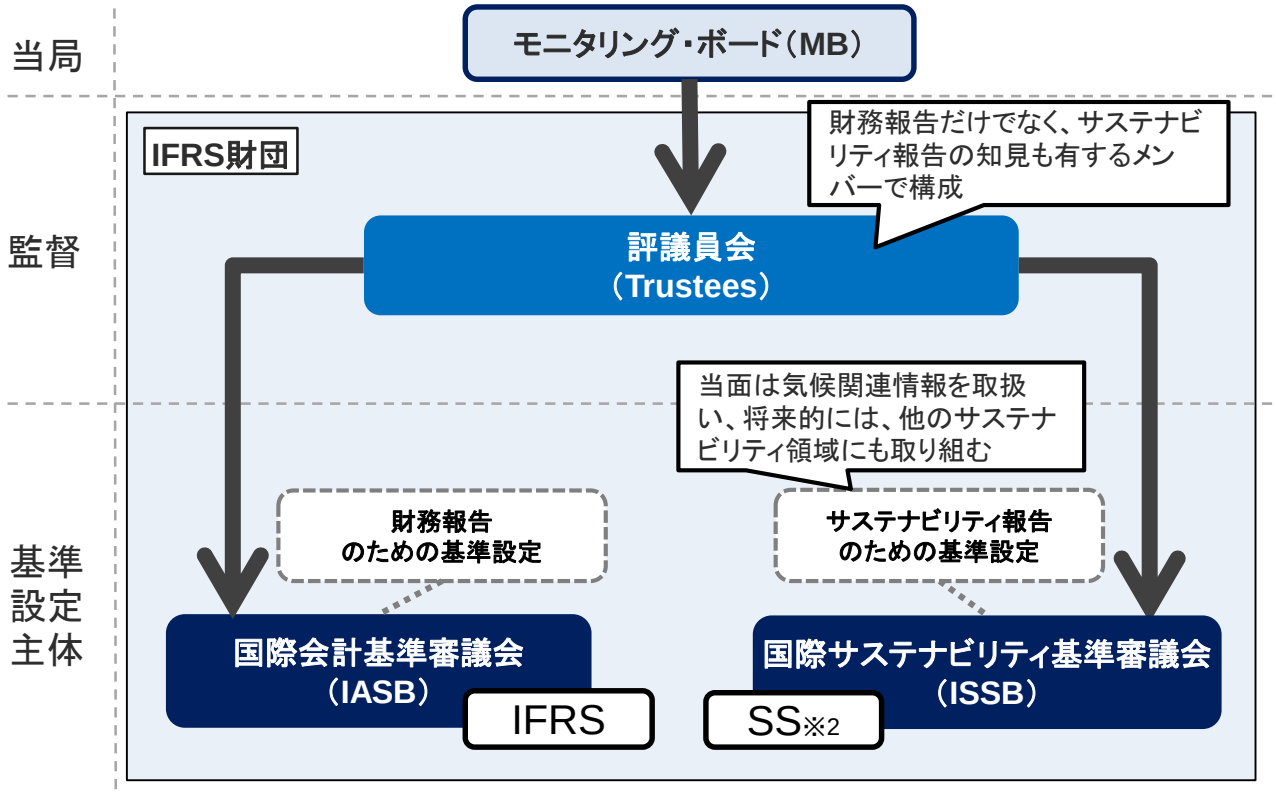

※1 ISSB：International Sustainability Standards Board ※2 SS：Sustainability Standards

ISSBの戦略的方向性

- ◻ 投資家の判断に重要な情報（企業価値）にフォーカス（investor focus for enterprise value）
- ◻ 当初は気候関連情報に関する報告基準の開発を優先
- ◻ TCFD等の既存の枠組み・作業等をベースとした基準開発
- ◻ ビルディングブロックアプローチを採用
  - ISSBがベースとなるサステナビリティ報告基準を設定し、その上に各国が政策の優先順位に基づいて、より広範な要求事項や特定の開示の要求事項を追加する方法

（出所）IFRS財団公表文書等

IFRS財団におけるサステナビリティ報告基準の策定の動き②

- COP26に向けてサステナビリティ開示をめぐる動きが加速。来年夏にはIFRS財団の基準最終化の見込み
（現時点以降の予定については、IOSCO「企業のサステナビリティ開示に関する報告書」におけるスケジュール）

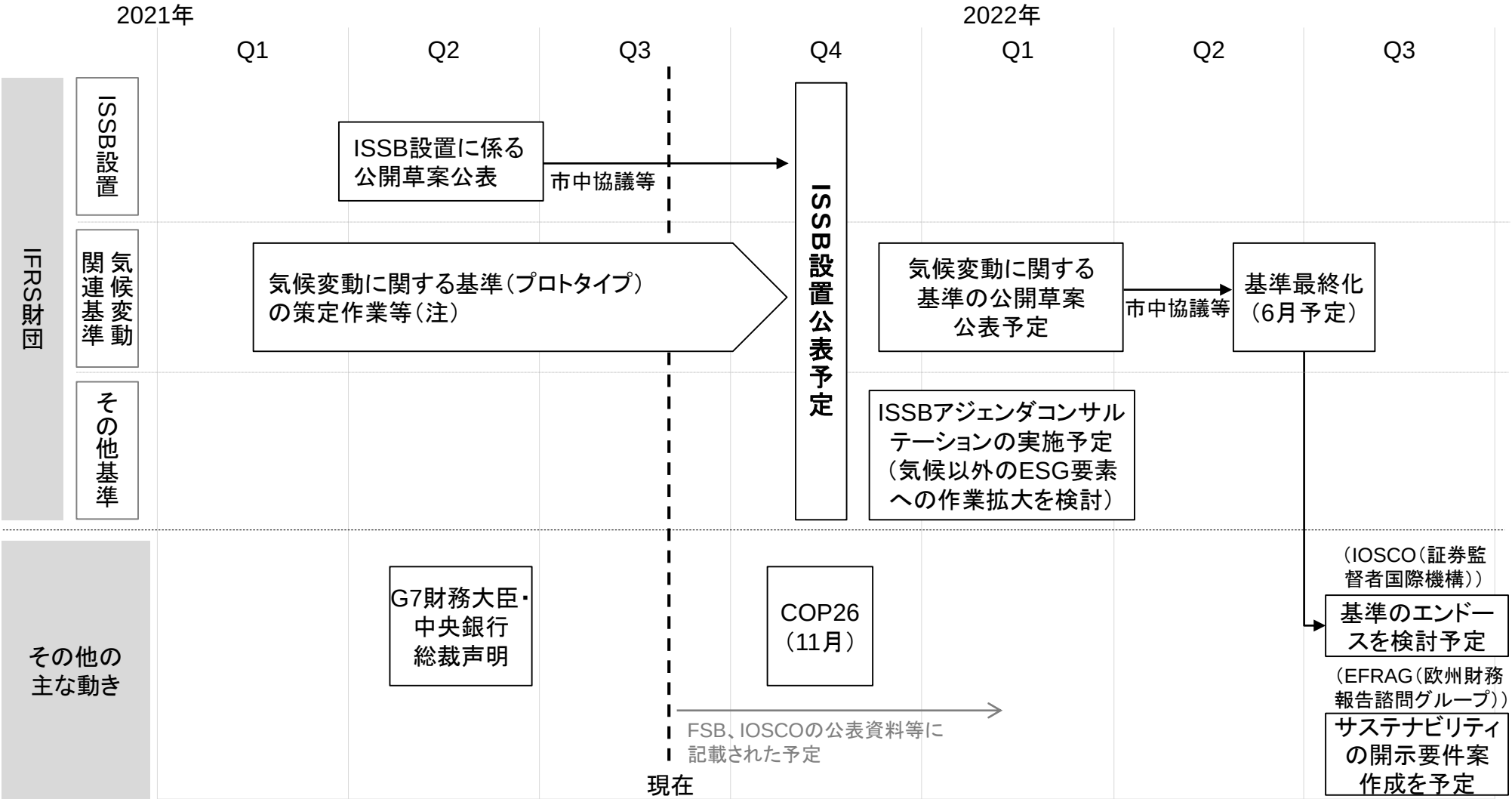

（注）IFRS財団の作業部会は、サステナビリティ報告に係る民間基準策定5団体が2020年12月に公表した基準をベースとして考慮。民間基準設定5団体は、CDP、CDSB（Climate Disclosure Standards Board）、GRI（Global Reporting Initiative）、IIRC（International Integrated Reporting Council）、SASB（Sustainability Accounting Standards Board）を指す
（出所）IOSCO「企業のサステナビリティ開示に関する報告書」（2021年6月）等

人材投資に関する投資家の見方

□ 投資家は、企業の中長期的な投資・財務戦略において、IT投資、研究開発と並んで「人材投資」をより重視

中長期的な投資・財務戦略の重要項目

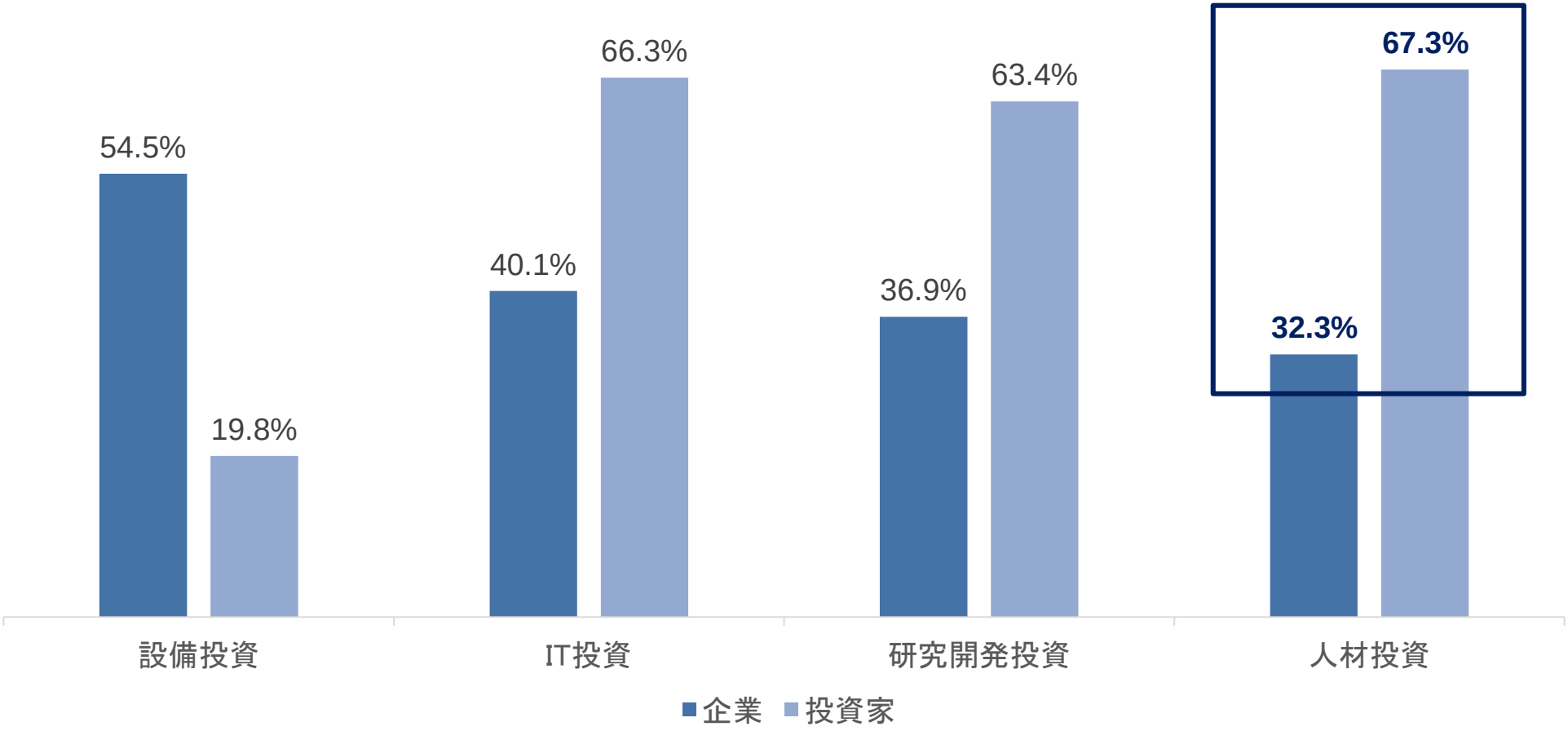

（出所）一般社団法人生命保険協会「企業価値向上に向けた取り組みに関するアンケート 集計結果（2020年度版）」より作成。本アンケートの企業の回答数は499、投資家の回答数は101。3つまで選択

人的資本の開示に関する諸外国の動向（米国SECの規則改正）

- 米国SECは、2020年8月、非財務情報に関する規則を改正し、新たに人的資本についての開示を義務付けることを公表し、2020年11月から適用

改正の概要

- 改正規則においては、事業を理解する上で重要（material）な範囲で、人的資本・人的資源についての開示を求めており、プリンシプル・ベースのアプローチを採用している
- 証券取引委員会（SEC）は、人的資本の管理に係る開示に含まれる指標や目的が、時間の経過や企業の事業展開地域、基本的な事業戦略等により大きく変化する可能性があることを踏まえ、詳細な規定は盛り込まないとした
- 改正規則における人的資本の開示に関する内容は以下のとおり

> - 事業の説明（Description of the business）箇所において、**事業を理解する上で重要（material）な範囲で**、会社の**人的資本（human capital resources）**についての開示が求められる
> - 当該人的資本・人的資源には、①**人的資本についての説明**（**従業員の人数**を含む）、②会社が**事業を運営する上で重視する人的資本の取組みや目標**（例えば、当該会社の事業や労働力の性質に応じて、人材の開発、誘致、維持に対応するための取組みや目的など）を含む

ITEM 1. Business

Human Capital

The Company's key human capital management objectives are to attract, retain and develop the highest quality talent. To support these objectives, the Company's human resources programs are designed to develop talent to prepare them for critical roles and leadership positions for the future; reward and support employees through competitive pay, benefit, and perquisite programs; enhance the Company's culture through efforts aimed at making the workplace more engaging and inclusive; acquire talent and facilitate internal talent mobility to create a high-performing, diverse workforce; engage employees as brand ambassadors of the Company's content, products and experiences; and evolve and invest in technology, tools, and resources to enable employees at work.

The Company employed approximately 203,000 people as of October 3, 2020. Our global workforce is comprised of approximately 80% full time and 20% part time employees, with nearly 1% of the part time population being seasonal employees. Of the total population as of October 3, 2020, approximately 155,000 of our employees worked in the Parks, Experiences and Products segment.

Some examples of key programs and initiatives that are focused to attract, develop and retain our diverse workforce include:

- Diversity and inclusion (D&I). Our D&I objectives are to build teams that reflect the life experiences of our audiences, while employing and supporting a diverse array of voices in our creative and production content.
  - Established six pillars that serve as the foundation for our D&I commitments – transparency, accountability, representation, content, community, and culture
  - Created a pipeline of next-generation creative executives from underrepresented backgrounds through programs such as the Executive Incubator, Creative Talent Development and Inclusion (CTDI), and the Disney Launchpad: Shorts Incubator

人的資本に関する概要や目標、従業員の人数に加え、従業員の内訳や、人材を育成・維持等するための主要なプログラムの内容を開示する例がある

（出所）米国会社A社 Annual report(10-K)

企業の人材の多様性確保に関する取組（政府の方針）

□「女性活躍の推進」等に関する政府の方針

第5次男女共同参画基本計画（2020年12月25日閣議決定）抜粋

- 企業における女性の活躍に関し、投資判断に有効な企業情報の開示を促進するため、有価証券報告書等において企業の判断で行う情報開示の好事例を収集し、周知する。また、企業のガバナンスにおけるジェンダー平等の確保の重要性に鑑み、有価証券報告書等における開示の在り方を含め、コーポレートガバナンスの改善に向けてジェンダーの視点も踏まえた検討を行う。

- 企業における男性社員の育児休業等取得促進のための事業主へのインセンティブ付与や、取得状況の情報開示（「見える化」）を推進する。

少子化社会対策大綱（2020年5月29日閣議決定）抜粋

- 妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知を行うほか、有価証券報告書などの企業公表文書等への育児休業取得率の記載を促すなど、事業主が男性の育児休業取得を促す取組を行うことを促進する仕組みの導入について検討する。

目次

I.　諮問事項

II.　前回ディスクロージャーWG報告とその後の経済社会情勢の変化

A)　ディスクロージャーWG報告（2018年6月）の概要

B)　開示を巡る経済社会情勢の変化

1.　サステナビリティを巡る企業の取組とその開示

2.　コーポレートガバナンスの議論の進展

3.　その他の個別課題（IT活用、重要な契約、英文開示、提供情報の適時性等）

III.　ご議論いただきたい事項

コーポレートガバナンスを巡る近年の動向

2018年6月 ● コーポレートガバナンス・コードの改訂（果断な経営判断の促進や取締役の多様性の確保等を要請）

2019年2月 ● 東京証券取引所は、コーポレート・ガバナンス報告書の記載要領を改訂（取締役会並びに指名委員会・報酬委員会の活動状況（開催頻度、主な検討事項、個々の委員の出席状況等）の記載が望ましい旨を追加）

2019年3月 ● 有価証券報告書における役員報酬、政策保有株式等のガバナンス情報の開示充実の適用

2019年12月 ● 会社法改正（社外取締役1名の設置の義務付けなど（2021年3月から施行））

2020年2月 ● 東京証券取引所による上場規程改訂（「市場構造の見直し」）
2019年12月に公表された金融審議会報告書を受け、市場区分の見直しの骨子を公表（新市場区分の概要（プライム、スタンダード、グロース）、移行プロセス、今後のスケジュール（2022年4月に新市場区分へ移行））

2020年3月 ● スチュワードシップ・コードを再改訂し、「中長期的な企業価値向上」という目的の意識や、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮等を要請

2021年6月 ● コーポレートガバナンス・コードの再改訂
（指名委員会・報酬委員会の設置（プライム市場上場企業「独立社外取締役を委員会の過半数選任することを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等の開示」））

（出所）各種ウェブページ

コーポレートガバナンス・コードの再改訂

- 再改訂版のコーポレートガバナンス・コードでは、指名委員会・報酬委員会の設置により、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきとされている(注1)

指名委員会設置会社(市場第一部)の比率推移(注2)

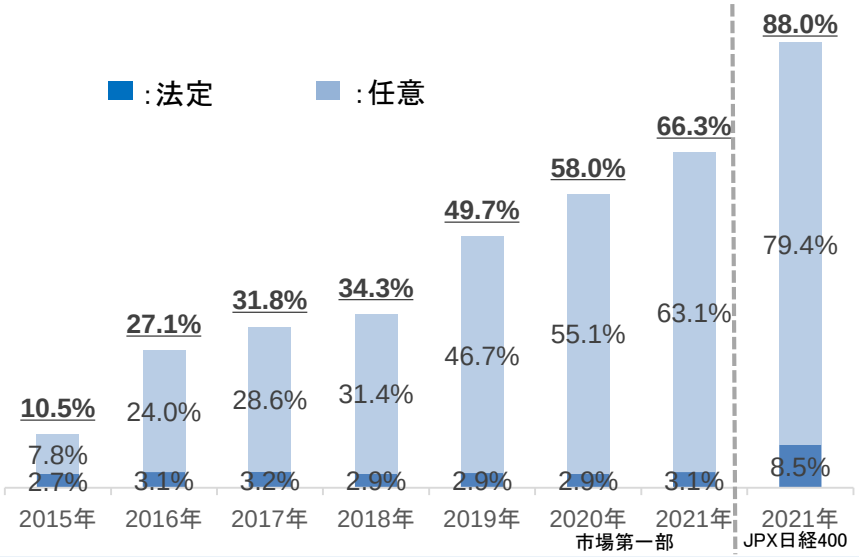

報酬委員会設置会社(市場第一部)の比率推移(注2)

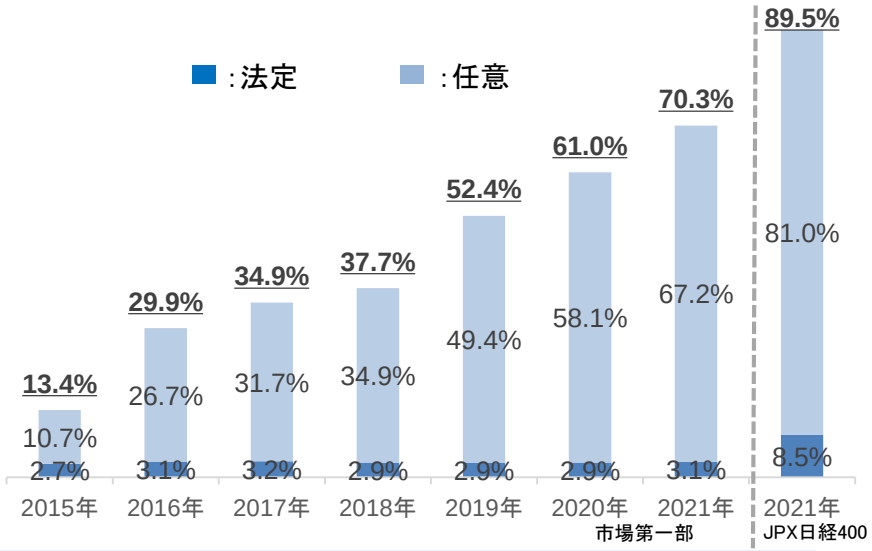

指名委員会・報酬委員会設置の趣旨(スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議での議論)

- 権限集中回避、意思決定プロセスの透明化のためには、独立した指名委員会と独立した報酬委員会が必要
- 現行コードは独立社外取締役を「主要な構成員」とするというやや曖昧な形になっているが、指名・報酬委員会においては独立社外取締役が過半数や委員長が社外者であるといった形でその独立性をより明確化してもよいのではないか

コーポレートガバナンス・コード(再改訂版)

- 指名委員会・報酬委員会の設置により、これらの委員会の適切な関与・助言を得ること
- プライム市場上場企業は、独立社外取締役を委員会の過半数選任することを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等の開示

(注1)コーポレートガバナンス・コード(再改訂版)補充原則4-10①
(注2)東京証券取引所「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況」(2021年8月2日)

取締役会、指名委員会・報酬委員会の活動状況の開示

■ コーポレート・ガバナンス報告書における取締役会、指名委員会・報酬委員会の活動状況の記載を促しており、一定程度の開示が進展

制度見直しの改正経緯

- 前回ディスクロージャーWG報告では、取締役会、指名委員会・報酬委員会の活動状況について、コーポレート・ガバナンス報告書における充実を促すことが考えられると提言
- 東証では、2019年2月にコーポレート・ガバナンス報告書の記載要領を改訂し、取締役会等の活動状況（開催頻度、主な検討事項、個々の委員の出席状況等）について記載することが望ましい旨を追加

コーポレート・ガバナンス報告書の開示の状況

➢ 2019年2月の記載要領改訂を踏まえ、TOPIX100構成銘柄（101社）が、2019年7月12日までに提出したコーポレート・ガバナンス報告書をもとに、取締役会、指名委員会・報酬委員会の活動状況に関する開示状況を集計

	取締役会の活動状況	指名委員会の活動状況	報酬委員会の活動状況
具体的な開催頻度に言及している会社	47社（46.5%）	46社（52.9%）	45社（51.1%）
出席状況（出席率）に言及している会社	39社（38.6%）	26社（29.9%）	26社（29.5%）
うち、個人別の出席状況（出席率）に言及している会社	27社（26.7%）	22社（25.3%）	21社（23.9%）
主な検討事項に言及している会社の比率	88社（87.1%）	78社（89.7%）	79社（89.8%）
うち、前年度の具体的な検討事項に言及している会社の比率	11社（10.9%）	25社（28.7%）	24社（27.3%）

（注）括弧内は、それぞれ取締役会（101社）、法定及び任意の指名委員会（87社）、報酬委員会（88社）を設置している会社に占める比率

（出所）東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書2021、【参考】改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応状況及び取締役会並びに指名委員会・報酬委員会の活動状況に係る開示の状況（2019年7月12日時点）

[参考]東京証券取引所における上場株式の市場区分の見直し

□ 東証の市場区分の見直しにより、プライム市場、スタンダード市場、グロース市場に再編（2022年4月～）。その際、「流通株式」の定義を見直し、政策保有株式等は「流通株式」から除外される

- **上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上**を支え、**国内外の多様な投資者から高い支持**を得られる魅力的な現物市場を提供することを目的として、現状の市場区分を3つの区分に再編（**2022年4月から**新市場区分に移行）
- **各市場の新しいコンセプトを踏まえ、コーポレートガバナンス・コードの適用範囲についても見直し**を実施

現在の市場区分

市場第一部
流通性が高い企業向けの市場
コーポレートガバナンス・コード
全原則の適用

マザーズ
新興企業向けの市場
コーポレートガバナンス・コード
基本原則の適用

市場第二部
実績ある企業向けの市場
コーポレートガバナンス・コード
全原則の適用

JASDAQ
多様な企業向けの市場
（実績ある企業・新興企業）
スタンダード
グロース
コーポレートガバナンス・コード
基本原則の適用

新市場区分

プライム市場
多くの機関投資家の投資対象になりうる規模の時価総額（流動性）を持ち、より高いガバナンス水準を備え、投資家との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場
コーポレートガバナンス・コード
全原則の適用（より高い水準）

スタンダード市場
公開された市場における投資対象として一定の時価総額（流動性）を持ち、上場企業としての基本的なガバナンス水準を備えつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場
コーポレートガバナンス・コード
全原則の適用

グロース市場
高い成長可能性を実現するための事業計画及びその進捗の適時・適切な開示が行われ一定の市場評価が得られる一方、事業実績の観点から相対的にリスクが高い企業向けの市場
コーポレートガバナンス・コード
基本原則の適用

政策保有株式の開示に関する投資家等の意見

◻ 政策保有株式に関する開示について、投資家からは依然として不十分との声がある

前回ディスクロージャーWG報告（抜粋）

コーポレートガバナンス改革の進展に伴い、経営者の資本効率に対する認識に係る投資家の関心が高まっていることを踏まえれば、以下の開示の充実を図るべきである。

- 開示基準に満たない銘柄も含め、売却したり、買い増した政策保有株式について、減少・増加の銘柄数、売却・買い増した株式それぞれの合計金額、買い増しの理由等の記載を求める。
- 開示対象となる銘柄数を増やすべきであるとの意見を踏まえ、開示対象を拡大する。
- 政策保有目的と思われる株式保有が純投資に区分されているケースがあるとの指摘があることから、純投資と政策投資の区分の基準や考え方の明確な説明を求める。
- 純投資の対象である株式等についても、重要性を考慮しつつ、一定の開示を求める。

投資家等の意見（注）

主な記載項目	投資家・アナリストから寄せられた主な意見
● 保有の合理性の検証方法	• 「保有の合理性検証・交渉・削減スケジュール」を図表で示している事例があり、削減をコミットしていることが読み取れ、有用性が高い。 • 政策保有株式については、純投資のように時価(含み益）や配当金によるリターンを評価するのではなく、事業の収益獲得への貢献度合い等の観点も含めた保有の合理性を検証すべき。 • 合理性の検証プロセスを図表で示すなど、一部の企業では工夫が見られるものの、「合理性がある」とした具体的な理由等が不明瞭なものも見受けられる。
（個別銘柄） ● 保有目的・定量的な保有効果	• 保有目的を事業や取引と関連付けて具体的に記載するなど、一部の企業で改善が見られるものの、個別銘柄毎に定量的な保有効果を記載している開示はあまり見られない。

（注）「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第23回）（2021年1月26日）資料1

監査を巡る制度の見直し等

- 会計監査に対する信頼性の確保に向け、KAM（監査上の主要な検討事項）の記載の導入やコーポレートガバナンス・コードの改訂等を実施

KAM （監査上の主要な検討事項） の記載の導入	◻ 従前の監査報告書は、財務諸表が適正と認められるか否かの表明（監査意見）以外の**監査人の見解の記載は限定的**であった ◻ 海外の動向等も踏まえ、企業会計審議会において審議を行い、監査基準を改訂し、監査報告書において、**監査人が着目した虚偽表示リスクなどの監査上の主要な検討事項（KAM）を記載**することとした（2021年3月期決算から適用開始。 2020年3月期決算から早期適用可）
コーポレートガバナンス・コードの改訂	◻ 上場会社において、内部監査部門がCEO等のみの指揮命令下となっているケースが大半を占め、経営陣幹部による不正事案等が発生した際に独立した機能が十分に発揮されていないのではないかとの指摘 ◻ こうした指摘を踏まえ、2021年6月のコーポレートガバナンス・コード改訂により、上場会社は、**内部監査部門が取締役会や監査役会等に対して適切に直接報告を行う仕組み（デュアルレポーティングライン）を構築**すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携の確保が求められることになった

海外における監査委員会に関する開示例

◻ 海外では、監査委員会の活動状況について、監査委員長名でその詳細が開示されている

英国のAudit Committee Report では、例えば、以下の事項が開示されている。

- 監査委員長名で委員会の活動状況を説明
- 財務諸表に関連して監査委員会が重要と考えた事項及び当該事項への対処の状況
- 監査人が非監査業務を提供する場合の監査人の独立性確保に関する説明

例）A社の報告書の例

監査委員長名で、委員会の活動状況について記載

Significant issues relating to the 2020 financial statements:

AREA OF FOCUS	CONSIDERATIONS
Alternative Performance Measures (APMs)	The Committee reviewed the clarity of the definitions and the reconciliations of the APM to its statutory equivalent. The Committee concluded that the refined definitions and full reconciliations ensured there was not undue prominence to APMs in the Annual Report (see notes 1, 2 and 28 to the Consolidated Financial Statements).
Accounting for Trent 1000 in-service issues	The Committee considered the key judgements and estimates in accounting for the Trent 1000 in-service issues and provisions made in respect of customer loss-making contracts and expected wastage costs. We are satisfied that the provision held in respect of the future expected wastage costs and customer claims is appropriate and therefore the exceptional wastage credit that has been excluded from underlying (see notes 2 and 20 to the Consolidated Financial Statements).
Consideration of onerous contracts	In light of the impact of COVID-19 on our Civil Aerospace business and the significant reduction in EFHs, the Committee paid particular attention to the drivers of the onerous contracts. We reviewed the nature of the costs included in the assessment of onerous contracts, the discount rates applied in calculating the charge and the sensitivity analysis performed. We ensured the outcome was included in the underlying performance and the disclosures were appropriate (see notes 2 and 20 to the Consolidated Financial Statements).
Deferred tax assets	The Committee reviewed the basis for the recognition of UK deferred tax assets and considered the judgements and estimates necessary to assess the recoverability of the UK deferred tax assets. We confirmed the approach adopted and the additional disclosures included in note 5 to the Consolidated Financial Statements.
Carrying value of intangible and tangible assets	The Committee assessed the carrying value and the recoverability of tangible and intangible assets, with a specific focus on programme intangible assets in Civil Aerospace and the carrying value of the investments the Company holds in the underlying Group. We confirmed that the basis on which management assesses the risk of impairment, the methodology for calculating the recoverable amount, including the basis for the key assumptions, the discount rates and the long-term growth rates was appropriate. Additionally, we reviewed the sensitivity disclosures made in respect of goodwill and programme intangible assets. (See note 12 to the Consolidated Financial Statements).
Going concern and viability disclosures	In light of COVID-19, we undertook an enhanced review of the going concern and viability position of the Group in both our 2020 half-year and full-year results, including the basis for assessing the going concern assumption for the business and the principal risks of the Group and how these were modelled in the viability scenarios. We confirmed our agreement with the basis of the assessments and agreed the appropriate disclosures. See pages 52 to 55.
US dollar hedge book	The Committee focused on the Group's hedge book position, in light of the impact of COVID-19 on our actual and forecast US dollar net cash flows. We considered the risk of potential further over-hedged positions in the event of further reductions in forecast US dollar net cash flows. We confirmed the approach adopted, the accounting treatment in the Group's underlying results and the associated disclosures (see notes 2 and 4 to the Consolidated Financial Statements).

監査委員会が重要と考えた事項のページには、実務上、KAMとして監査報告書に記載されている事項も開示されている（青枠）

（出所）FCA開示透明性規則及び英国コーポレート・ガバナンスコード

目次

I. 諮問事項

II. 前回ディスクロージャーWG報告とその後の経済社会情勢の変化

A) ディスクロージャーWG報告（2018年6月）の概要

B) 開示を巡る経済社会情勢の変化

1. サステナビリティを巡る企業の取組とその開示

2. コーポレートガバナンスの議論の進展

3. その他の個別課題（IT活用、重要な契約、英文開示、提供情報の適時性等）

III. ご議論いただきたい事項

その他の個別課題①

◻ ディクロージャ―WG報告（2018年6月）では、以下の諸点を指摘

EDINET	• EDINET については、2001 年の導入以降、企業や情報利用者において情報提供・利用のインフラとして定着しているが、情報通信技術の進展等により情報の流通経路が多様化し、IT 活用が更に進んでいる。このため、利便性向上の観点から、タブレット端末等での閲覧に対応すべきである。また、金融商品取引法上の開示書類の縦覧期間の延長について、延長のニーズや便益とコストとのバランスなどを踏まえ、今後、検討していくことが考えられる。 **⇒ 金融庁の次期EDINETにおいて、閲覧用画面のトップページに初心者向けの「検索窓」の配置や、閲覧期間の延長等の対応を予定（参考資料P.37）**
開示書類の記載事項の整理	■ **有価証券報告書と事業報告等との共通化・一体化** • 金融庁は、2018年１月、有価証券報告書における大株主やストックオプションの記載について、事業報告等との共通化の観点から内閣府令を改正した。また、同年３月、法務省は、事業報告等における大株主の記載について法務省令を改正し、財務会計基準機構は、記載内容の共通化を行う場合の「ひな型」を公表した。引き続き、有価証券報告書と事業報告等の共通化や一体化に関する取組みの進展が期待されるところ、政府はこうした取組みを行おうとする企業を積極的に支援することとされている。 **⇒ 2018年12月には、内閣官房、金融庁、法務省及び経済産業省の連名により、一体的開示の記載例やスケジュール等を公表（「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」）。2021年１月には、経済産業省から、FAQ集（「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示FAQ」）が公表。** ■ **有価証券報告書とコーポレート・ガバナンス報告書の記載事項の整理** • 有価証券報告書の記載情報の重要性・信頼度の高さ、コーポレート・ガバナンス報告書の記載情報の充実度・更新頻度や優れた検索機能等の利便性、といったそれぞれの書類の特徴を勘案すべきとの意見があった。両書類の特色を踏まえ、望ましい情報提供のあり方についての意見交換が行われ、それを踏まえた情報開示の工夫が積み重ねられることが期待される。

その他の個別課題②

■ ディクロージャ―WG報告（2018年6月）では、以下の諸点を指摘

重要な契約	• 我が国企業への投資判断や対話において重要と考える契約について、契約の相手方である米国企業からは契約書の内容が開示されているにもかかわらず、我が国企業からは開示のない事例がみられる。
英文による情報提供	• 日経225構成銘柄の企業の多くが英語版アニュアルレポートを作成している一方、有価証券報告書の英語版はほとんど作成されておらず、例えば、有価証券報告書記載の政策保有株式に関する情報が海外投資家に十分知られていない。 **⇒ 金融庁の現行EDINETにおいて、英訳した有価証券報告書を自社のウェブサイトに掲載している企業の一覧表を公表（参考資料P.40）** **コーポレートガバナンス・コード（再改訂版）において、特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきであることを記載（補充原則３－１②）**
重要情報の公表タイミング	• 適時開示に当たっては、直ちにその内容を開示することとされているが、多くの上場企業による公表のタイミングは証券取引所の立会時間終了後（いわゆる「引け後」）の15 時以降に集中している。

[参考]支配力を有する主要株主との間の契約の開示状況

◻ 外国で開示されている支配力を有する主要株主との間の契約が、日本では詳細に開示されていない事例

概要

- ■ [外国企業A社]と[A社が4割超の株式を保有する国内の上場企業B社]が過去に締結したアライアンス契約の内容(B社の取締役会がその株主総会に提案した取締役の選解任や取締役報酬の議案について、A社が賛成決議をするなどの合意が含まれている)について、A社は海外当局への登録書類において開示。同契約は、B社の有価証券報告書等において開示されず。
- ■ B社株主からは、上記契約が一般株主にとって非常に重要であるため、その内容を有価証券報告書で開示を求める動きあり。

開示

外国企業A社

〇A社の海外当局への登録書類の記載例

◻ 契約の改訂の経緯及び直近改訂後の内容を具体的に開示

[契約相手(B社)]
[関係する取締役名]
[契約のタイトル]

(当初の契約締結及びその後の修正の経緯、契約の目的の説明)
(最新の修正に係る議決権拘束合意の内容の説明)
・B社取締役会が株主総会で提案する役員選任、解任及び報酬に係る議案に賛成票を投じる
・B社株主総会に、B社取締役会が承認しない内容の株主提案をしない
・B社取締役会が支持していない株主提案に賛成票を投じない
A社は自身の判断で投票可能だが、上記に反する場合、B社はA社取締役会の承認なしにA社株式を買い増すことができる。

国内企業B社

〇 有価証券報告書

◻ アライアンス契約の内容に関する具体的な開示は無し

【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手先	国名	契約の内容	契約年月日
B社	A社	〇〇	〇〇事業に係る提携契約	〇年〇月〇日

:

・当初契約について開示(その後の契約内容の修正には言及なし)
・議決権拘束合意等、具体的な内容の開示なし

(出所)各種ウェブサイトを参考に金融庁作成

目次

I. 諮問事項

II. 前回ディスクロージャーWG報告とその後の経済社会情勢の変化

A) ディスクロージャーWG報告（2018年6月）の概要

B) 開示を巡る経済社会情勢の変化

1. サステナビリティを巡る企業の取組とその開示

2. コーポレートガバナンスの議論の進展

3. その他の個別課題（IT活用、重要な契約、英文開示、提供情報の適時性等）

III. ご議論いただきたい事項

ご議論いただきたい事項

- 前回の金融審議会ディスクロージャーWG報告（2018年6月）における検討事項は以下のとおり。
  - 「財務情報」及び「記述情報（非財務情報）」の充実
  - 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供
  - 提供情報の信頼性・適時性の確保
  - その他の課題（IT を活用した情報提供、英文による情報提供等）

- 前回のWG報告以後の企業開示を巡る経済社会環境の変化として、以下のような点が考えられるが、論点に過不足はないか。また、優先順位をどのように考えるか。
  - サステナビリティ（気候変動対応、人的資本への投資、多様性の確保等）
  - コーポレートガバナンス（取締役会等の活動状況、政策保有株式、監査に対する信頼性確保等）
  - 個別課題（ITの活用、重要な契約、英文開示、提供情報の適時性等）

- 上記の他、審議を進めるに当たって、どのような点に配意・留意すべきか。